

千葉県告示第866号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第115条の5第2項、及び第115条45の第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定事業者の廃止の届出がありましたので、同法第78条、第115条の10、並びに千葉県介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱第10条第1項の規定により告示します。

令和5年10月17日

千葉市長 神谷俊一

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	事業所（施設）の所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社コネク ト	希望のまち都町 訪問介護事業所	千葉市中央区都 町6-21-14 高井 ビル2A	訪問介護相当サービス 生活援助型訪問サービス	令和5年 9月30日
株式会社コネク ト	希望のまち稲毛 海岸訪問介護事 業所	千葉市美浜区高 洲1-24-2 千葉市 不動産会館3-B	訪問介護相当サービス 生活援助型訪問サービス	令和5年 9月30日
エイル合同会社	ひよこケア	千葉市稲毛区柏 台1-13-403	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	令和5年 9月30日
社会福祉法人う ぐいす会	デイサービスセ ンターはなみず き	千葉市緑区越智 町747-92	通所介護 通所介護相当サービス	令和5年 9月30日
株式会社ヘル パーリンク	食でつながるミ ニデイ	千葉市美浜区磯 辺1-9-18	ミニデイ型通所サービス	令和5年 9月30日